

青水振第53号  
令和8年4月9日

関係者各位

青森県農林水産部水産局水産振興課長  
( 公 印 省 略 )

青森県におけるベトナム向け輸出活水産物の衛生証明書発行に関する  
取扱いについて

今般、「ベトナム向け輸出活水産物の衛生証明書発行等に関する取扱要領」（令和6年3月22日付け5消安第7691号）（以下、取扱要領とする）に基づく衛生証明書（以下「証明書」という。）発行機関として青森県農林水産部水産局水産振興課（以下「水産振興課」という。）が登録され、ベトナム向け輸出活水産動物の証明書を発行することが可能となりました。

つきましては、本取扱いに係る証明書発行事務を取扱要領によるほか下記のとおりとします。

#### 記

- 1 水産振興課が証明書発行を取り扱う範囲について  
青森県水域において採捕又は養殖された食用の生きている水産動物（ただし、観賞魚及び飼料用水産物を除く。）
- 2 申請方法について  
取扱要領4（3）に基づく申請は、書面又はオンラインとする
- 3 申請先について  
青森県農林水産部水産局水産振興課企画・普及グループ  
住所：〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号  
電話：017-734-9592  
E-mail：sshinko@pref.aomori.lg.jp